

鹿屋市郵便入札実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市郵便入札実施要綱（平成19年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公告」の次に「又は契約規則第22条に規定する指名競争入札参加指名通知書」を加える。

第3条中「郵便入札に参加しようとする者は、条件付一般競争入札（要綱第1条に規定する条件付一般競争入札をいう。以下同じ。）において」を「条件付一般競争入札（要綱第1条に規定する条件付一般競争入札をいう。以下同じ。）による郵便入札に参加しようとする者は、」に改める。

第5条を削る。

第6条第12号中「もの」の次に「（指名競争入札に限る。）」を加え、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。